

龍郷町公共施設等総合管理計画



龍郷町

目次

第1章 公共施設等総合管理計画について.....	1
1 背景と目的	1
2 施設の対象範囲	1
第2章 龍郷町について	2
1 沿革・位置・地勢	2
2 気候	2
第3章 公共施設等の状況	3
1 公共施設の状況	3
(1) 公共施設の保有状況	3
(2) 築年別整備状況	5
(3) 耐震化実施状況	6
2 インフラ施設の保有状況	7
3 過去に行った対策の実績（公共施設）	8
4 有形固定資産減価償却率の推移	8
第4章 人口・財政の状況	9
1 人口の状況	9
2 人口推計	10
3 財政の状況	11
(1) 歳入	11
(2) 歳出	12
(3) 他市町村との比較	13
第5章 将来推計	14
1 公共施設の更新費用の見込み	14
(1) 従来型推計	14
(2) 長寿命化型推計	16
(3) 個別施設計画との比較（対策の効果）	18
(4) 維持管理経費	19
2 インフラ施設の維持・更新費用の見込み.....	19
3 公共施設等（公共施設及びインフラ）の更新費用の見込みと充当可能な財源について.....	20
第6章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	21
1 計画期間について	21
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	21
3 現状や課題に関する基本認識	21

(1)	人口減少及び少子高齢化による公共施設に対する町民ニーズの変化.....	21
(2)	公共施設の老朽化	21
(3)	公共施設の更新時期の集中及びその他施設やインフラ資産の更新.....	22
(4)	公共施設にかけられる財源の限界.....	22
4	公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	22
(1)	点検・診断等の実施方針	22
(2)	維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	22
(3)	安全確保の実施方針	23
(4)	耐震化の実施方針	23
(5)	長寿命化の実施方針	24
(6)	統合や廃止の推進方針	24
(7)	ユニバーサルデザイン化の推進方針.....	24
(8)	地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方.....	24
(9)	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針.....	25
第7章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	26
1	集会施設	27
(1)	現状や課題に関する基本認識.....	27
(2)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	28
2	博物館等	29
(1)	現状や課題に関する基本認識.....	29
(2)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	29
3	スポーツ施設	30
(1)	現状や課題に関する基本認識.....	30
(2)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	30
4	産業系施設	31
(1)	現状や課題に関する基本認識.....	31
(2)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	33
5	学校	34
(1)	現状や課題に関する基本認識.....	34
(2)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	35
6	その他教育施設	36
(1)	現状や課題に関する基本認識.....	36
(2)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	37
7	幼稚園・保育園・こども園	38
(1)	現状や課題に関する基本認識.....	38
(2)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	38

8	幼児・児童施設	39
(1)	現状や課題に関する基本認識	39
(2)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	39
9	その他社会福祉施設	40
(1)	現状や課題に関する基本認識	40
(2)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	40
10	庁舎等	41
(1)	現状や課題に関する基本認識	41
(2)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	41
11	消防施設	42
(1)	現状や課題に関する基本認識	42
(2)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	42
12	公営住宅	43
(1)	現状や課題に関する基本認識	43
(2)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	45
13	その他	46
(1)	現状や課題に関する基本認識	46
(2)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	47
14	インフラ施設	48
(1)	現状や課題に関する基本認識	48
(2)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	49
第8章	今後の公共施設等再編整備に関する展望	50

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

本町では、昭和50年代から平成10年代前半を中心に、町民の需要に応じて学校、公営住宅等の公共施設等を数多く建設してきました。しかし現在、人口の減少や少子高齢化を受けて、公共施設等に対する利用需要に変化が生じています。また、これまでに建設された公共施設等の老朽化が進んでおり、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

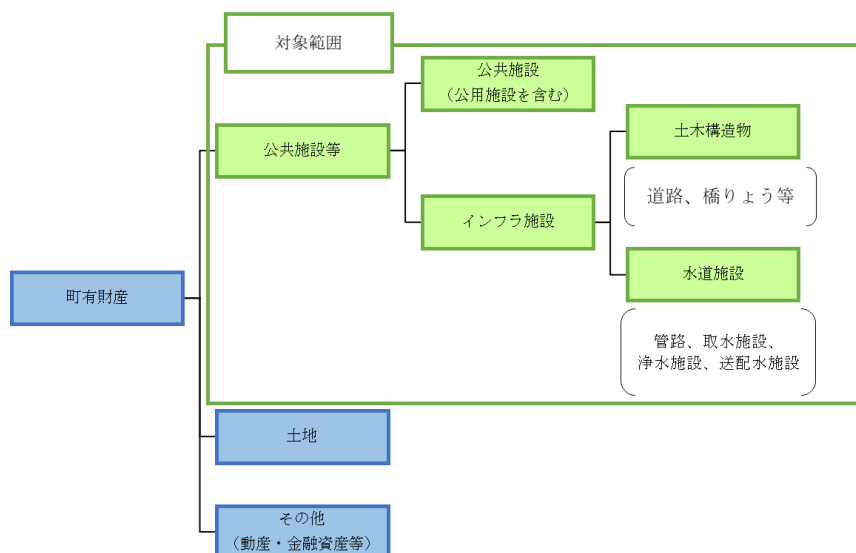
一方、財政面でも、人口減少による町税収入の伸び悩み、普通交付税の減少等の影響により、財政状況が悪化することが見込まれ、公共施設等の更新に係る費用を適正な水準に抑えることが課題となっています。

こうした状況の中、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することで行政サービスの水準を確保するため、龍郷町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を平成28年度に策定しました。

さらに、国より個別の施設毎の実行計画を策定することが求められていたことから、各施設の具体的な対策内容や実施時期、対策費用等を示した個別施設計画を令和2年度に策定しており、各個別施設計画の内容を踏まえ、令和3年度に総合管理計画を改定しています。

2 施設の対象範囲

総合管理計画において対象とする公共施設等とは、公共施設（公用施設を含む。以下同じ。）並びにその他の本町が所有する建築物及びその他の工作物です。具体的には、いわゆるハコモノのほか、道路・橋りょう等の土木構造物、水道施設（管路、浄水場等）等のインフラ施設です。



第2章 龍郷町について

1 沿革・位置・地勢

本町は沖縄本島と本土との中間的な位置にあり、鹿児島市から南西へ約 380 kmの奄美大島の北部にあります。

かつては黒潮文化の中継地としての役割を果たし、近世では、西郷隆盛が上陸したことで知られる阿丹崎湊（あたんざきみなと）が、本土とのさまざまな面においての窓口となっていました。

世界三大織物にも数えられる「大島紬」の代表的な柄である「龍郷柄」、「秋名バラ」発祥の町であり、これまで大島紬の町として発展してきました。

2 気候

本町は海洋亜熱帯性気候で、年間平均気温は約21度、降水量は年間3,000mmに近く、湿度が年平均75%と高いことが特徴です。この特異な気候により、穏やかで美しい景観が育まれ、奄美固有の貴重な動植物の宝庫としても恵まれた大自然を有しています。

第3章 公共施設等の状況

1 公共施設の状況

近隣の地区で類似する用途で利用されている公共施設があり、用途が重複している公共施設については、効率化する余地があるものと考えます。

しかし、用途が重複している公共施設が近隣に所在するという理由のみで一律に廃止・統合等の方策を採用すると、行政サービスの利便性が著しく低下し、利用者に過大な負担を課すこととなる場合も想定できます。そのため、公共施設の再配置については、地理的特性と行政サービスの水準とのバランスを考慮しながら検討することとします。

(1) 公共施設の保有状況

本町の公共施設の保有状況は以下のとおりです。分類については、一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフトの分類表を基本にして、整理しています。

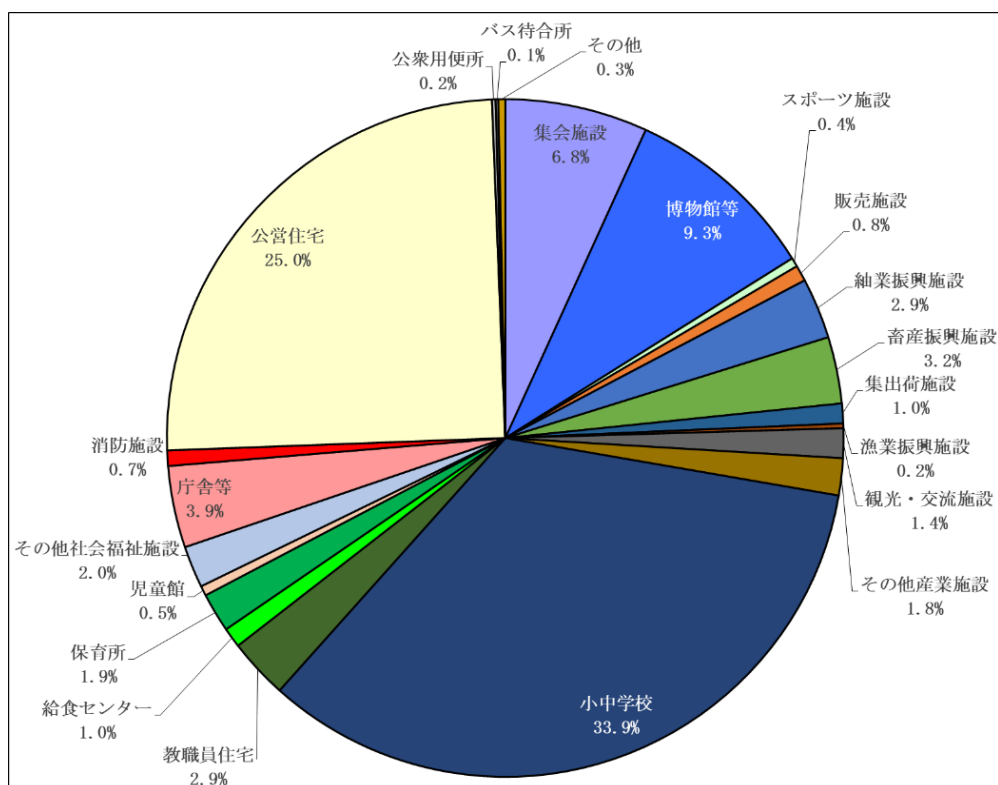
公共施設の保有状況

大分類	中分類	延床面積	主な施設
町民文化系施設	集会施設	4,580.29 m ²	公民館、生活館、コミュニティセンター、集会所等
社会教育系施設	博物館等	6,240.20 m ²	りゅうゆう館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	287.94 m ²	中央グラウンド
産業系施設	販売施設	512.00 m ²	龍郷町立島育ち産業館
	紬業振興施設	1,946.19 m ²	大島紬共同糊張施設等
	畜産振興施設	2,134.02 m ²	龍郷町畜産牧場等
	集出荷施設	638.40 m ²	龍郷町浦農産物集出荷場等
	漁業振興施設	148.15 m ²	赤尾木漁船・漁具施設等
	観光・交流施設	949.09 m ²	奄美自然観察の森等
	その他産業施設	1,187.52 m ²	赤尾木し尿処理施設等
学校教育系施設	小中学校	22,780.38 m ²	校舎、体育館等
	教職員住宅	1,931.87 m ²	教員住宅
	給食センター	641.00 m ²	給食センター

大分類	中分類	延床面積	主な施設
子育て支援施設	保育所	1,253.00 m ²	保育所
	児童館	319.22 m ²	児童クラブ
保健・福祉施設	その他社会福祉施設	1,336.64 m ²	保健福祉センター（どうくさや館）
行政系施設	庁舎等	2,622.77 m ²	役場本庁舎
	消防施設	493.03 m ²	消防車庫
公営住宅	公営住宅	16,766.29 m ²	公営住宅
その他	公衆用便所	116.68 m ²	公衆用便所
	バス待合所	86.22 m ²	バス待合所
	その他	219.99 m ²	その他
合計		67,190.89 m ²	

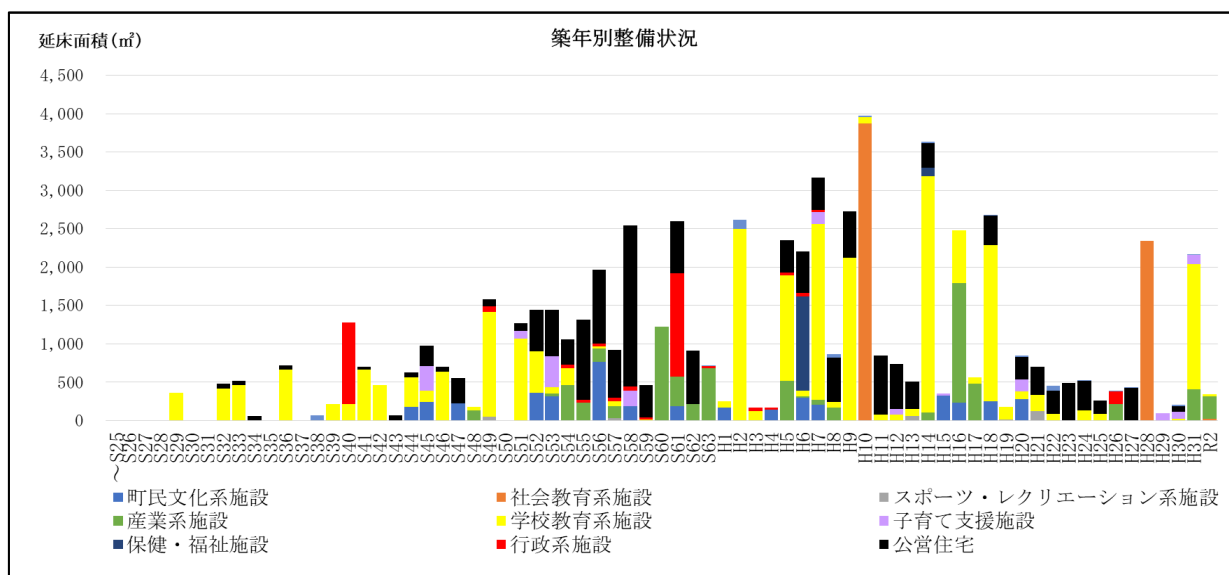
延床面積で見た場合、小中学校が22,780.38m²（33.9%）で最も多くの割合を占めており、公営住宅が16,766.29m²（25.0%）、博物館等が6,240.20m²（9.3%）と続き、三つの分類だけで延床面積全体の65%以上を占めています。

延床面積の内訳



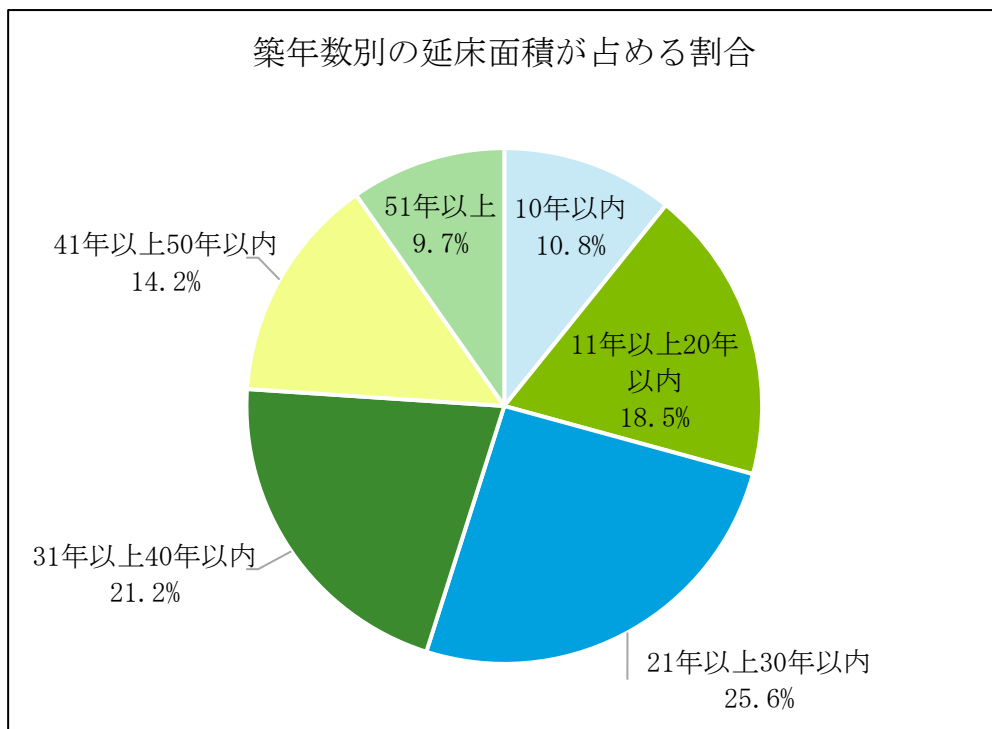
(2) 築年別整備状況

公共施設の築年別整備状況は以下のとおりです。ここでは、これまでに整備された公共施設の延床面積を年度別に示しています。昭和50年代後半から平成10年代前半にかけて、多くの公共施設を建設しています。特に本町全体の延床面積の多くを占める学校及び公営住宅をこの時期に比較的多く整備しています。



昭和期に整備された施設は今後20～30年近くの間法定耐用年数を迎えるため、施設の更新に係る費用が本町の財政に大きな影響を与えと考えられます。

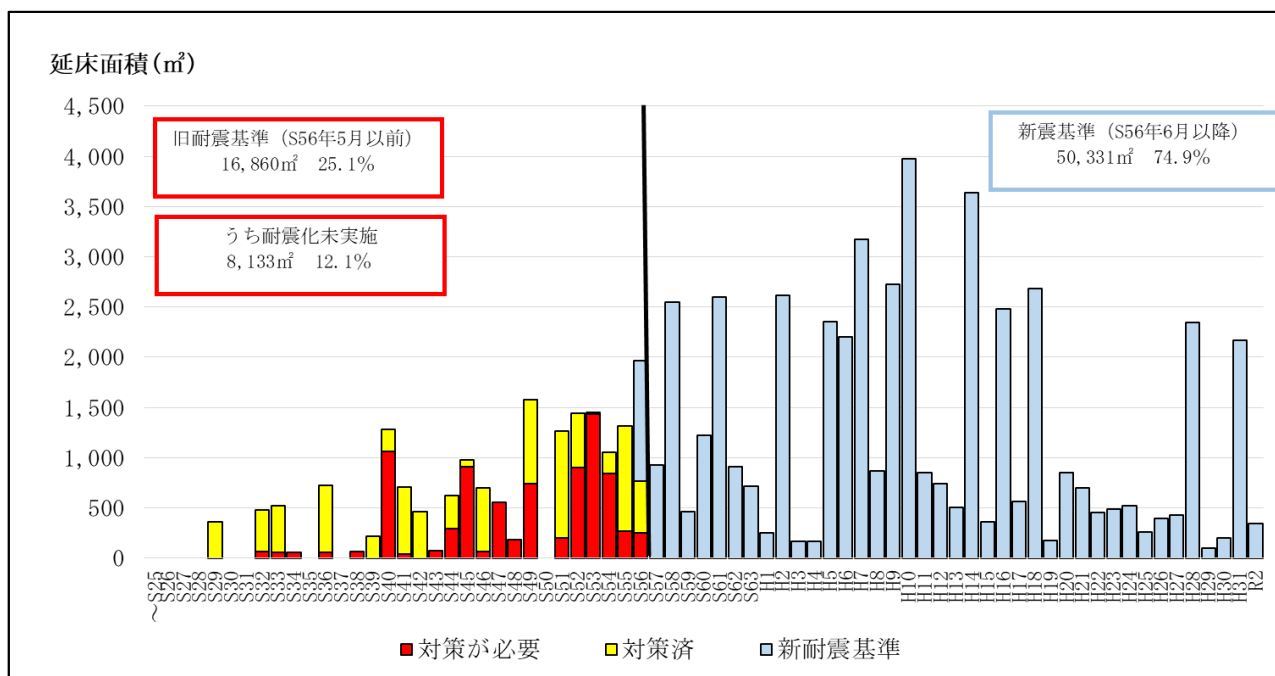
また、平成に入ってから整備された施設に関しては、法定耐用年数を迎えるのはまだ先になりますが、社会教育系施設の「りゅうゆう館」や、学校等の大型施設が多く、長期的には本町の財政に大きく影響すると考えられます。



(3) 耐震化実施状況

耐震化実施状況は以下のとおりです。耐震基準は、昭和53年に発生した宮城県沖地震を契機に、昭和56年に施行された新しい建築基準法によるものです。

耐震化実施状況



公共施設全体の74.9%を新耐震基準時に整備し、25.1%を旧耐震基準時に整備しています。公共施設全体で、耐震化未実施のものは12.1%あり、今後も維持する施設については、耐震化の要否を検討のうえ、耐震化を実施します。

2 インフラ施設の保有状況

インフラ施設は、生活や産業の基盤となるものです。インフラ施設の保有状況は以下のとおりです。

インフラ施設の保有状況

区分 1	区分 2	箇所数	総延長	面積	備考
			(km)	(㎡)	
道路	道路	－	121	677,264	道路現況調査より
	橋りょう	64	0.6	3,525	橋梁長寿命化修繕計画より
漁港・港湾	漁港	10	－	－	秋名漁港 秋名地区 秋名漁港 嘉渡地区 龍郷漁港 龍郷地区 龍郷漁港 番屋地区 龍郷漁港 瀬留地区 龍郷漁港 加世間地区 安木場漁港
	港湾	4	－	－	龍郷湾 戸口湾 円港 芦徳港
水道	管路	－	130	－	水道ビジョンより 導・送水管：約 41km 配水管：約 88km
	取水施設	11	－	－	水道ビジョンより
	浄水施設	9	－	－	水道ビジョンより
	送配水施設	15	－	－	水道ビジョンより 配水池：12 加圧施設：3

インフラ施設に関しては、昭和期に整備された施設も多くあるため、今後多くの老朽化した施設が更新の時期を迎えます。本町の財政にも大きな影響を与えられます。

3 過去に行った対策の実績（公共施設）

平成28年度に策定した初版総合管理計画策定後に、本町が公共施設マネジメントとして実施した対策としては、一例として下記の内容が挙げられます。

対策の種類	取り組み内容
解体・撤去等	・一般住宅幾里団地 ・円団地の解体 ・龍郷団地 ・秋名小学校教員住宅 ・龍北中学校教員住宅 ・下戸口団地 ・赤徳小学校附属幼稚園
建替え	・龍南中学校体育館
新規取得等	・放課後児童クラブ（大勝地区、瀬留地区、赤尾木地区） ・とおしめ公園トイレ ・秋幾飲食民泊施設（荒波龍美館）
転用	・安木屋場児童館（集会施設へ転用）

4 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産（建物や道路、橋梁等）の老朽化がどの程度進んでいるかを表します。本町の場合は、町が保有する償却対象資産全体の55%程度が減価償却をしている（老朽化している）ということになります。施設によっては、使用期間が耐用年数に迫るものもあることから、計画的な老朽化対策等に取り組んでいく必要があります。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
51.5%	52.3%	54.3%	56.0%	56.5%

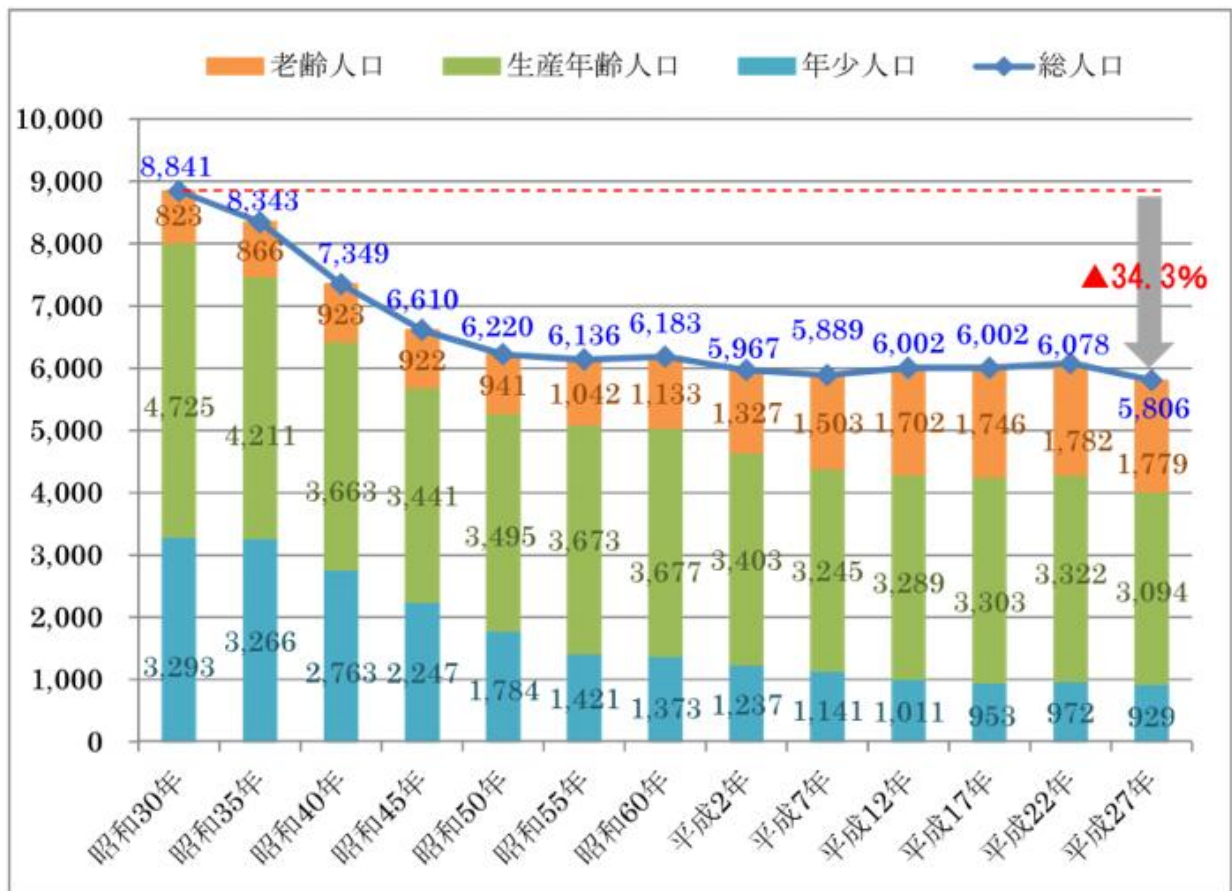
財政状況資料集より

第4章 人口・財政の状況

1 人口の状況

本町の人口は、昭和30年（1955年）以降、全体的に減少傾向をたどってきましたが、昭和50年（1975年）以降は概ね横ばい傾向となっています。昭和30年と平成27年を比較すると、34.3%の減少率となっており、年齢区分別の推移は下図のようになっています。

年齢3区分別人口の推移



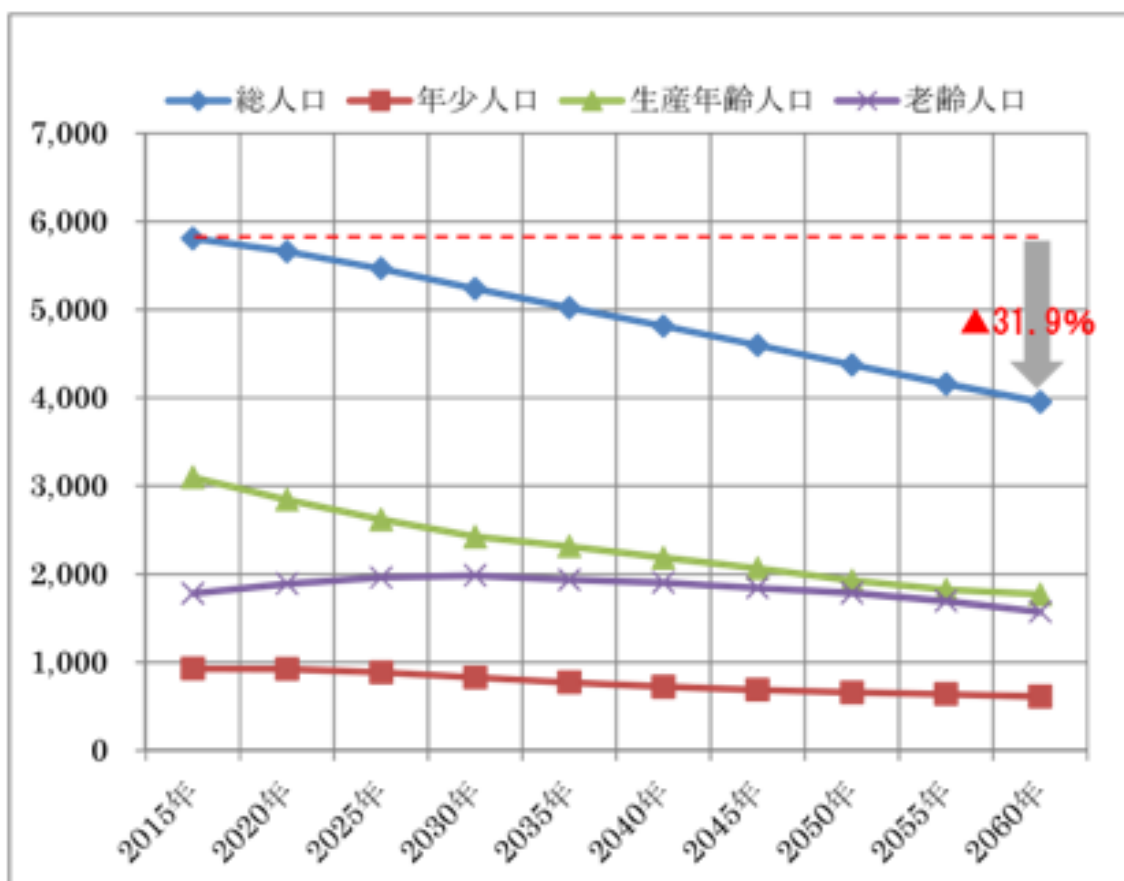
第2期 龍郷町創生総合戦略（令和2年3月）

人口ビジョン 図表1-3-51) 年齢3区分別人口の推移【龍郷町】より抜粋

2 人口推計

下図は、社会保障・人口問題研究所を基にした推計を示しています。本町の平成27年（2015年）の総人口5,806人に対して、推計によると、令和42年（2060年）の人口は3,951人という結果となっており、人口減少率は31.9%と見込まれています。高齢人口は生産年齢人口を上回らないものの、年少人口とともに微減傾向が続く一方で、生産年齢人口が減少することで総人口が縮小する見込みとなっています。

将来人口・年齢3区別人口推計



第2期 龍郷町創生総合戦略（令和2年3月）

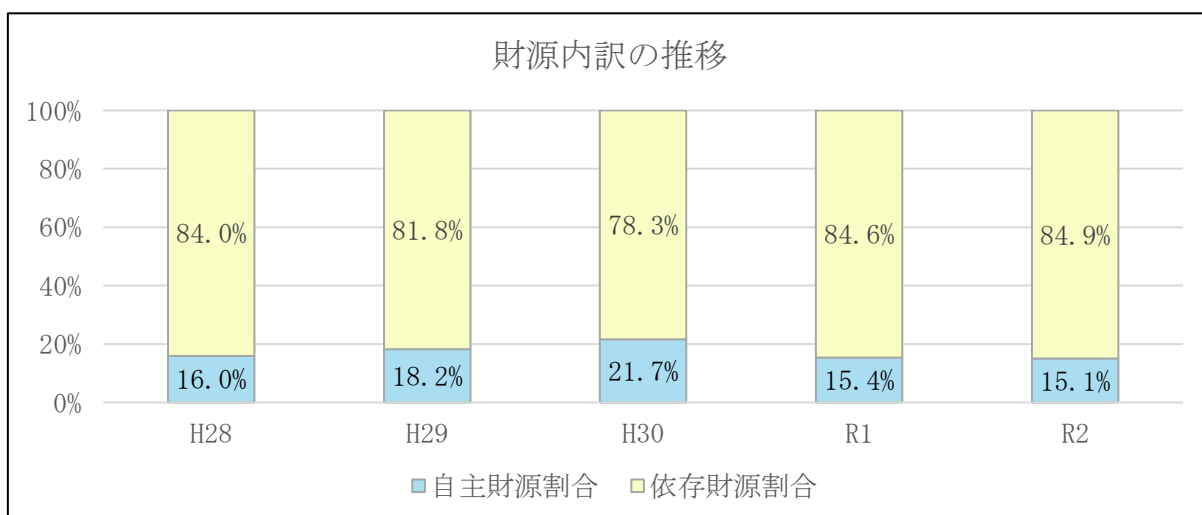
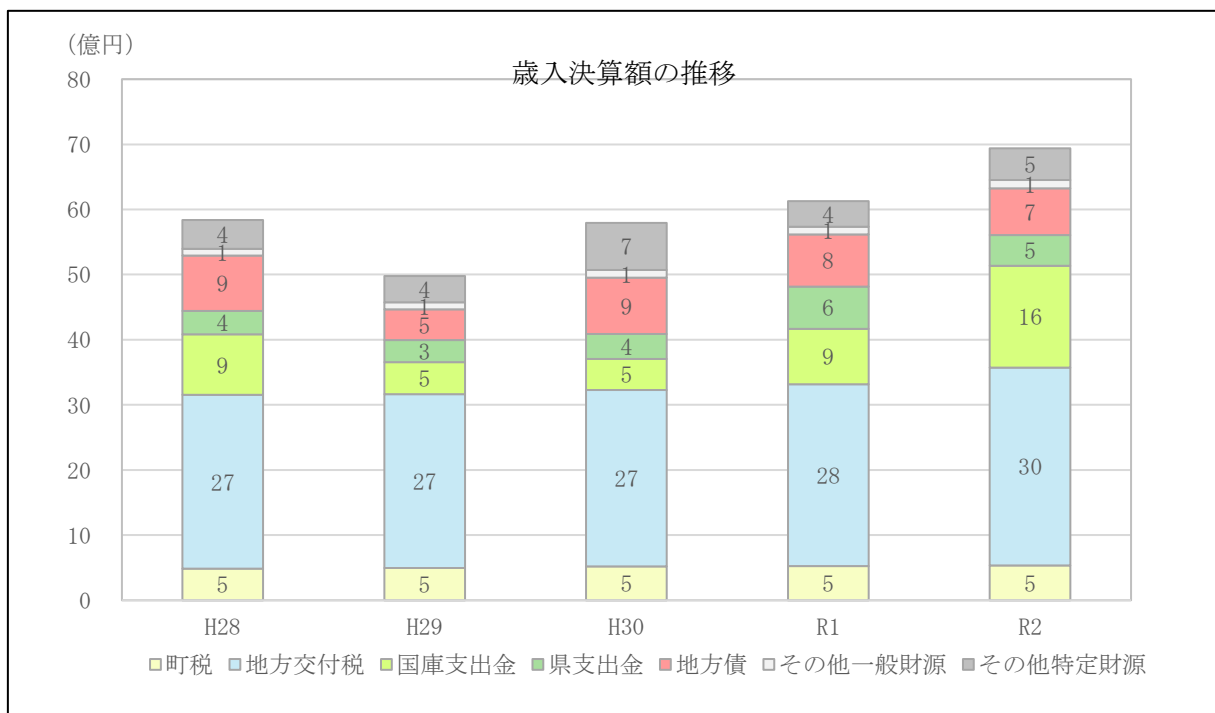
人口ビジョン（図表2-1-51）将来人口・年齢3区別人口推計（社人研）【龍郷町】より抜粋

社会保障・人口問題研究所を基にした推計の他に、複数の条件で人口推計を行っており、「第2期龍郷町創生総合戦略（令和2年3月）」では、令和42年（2060年）の目標人口を5,013人としています。

3 財政の状況

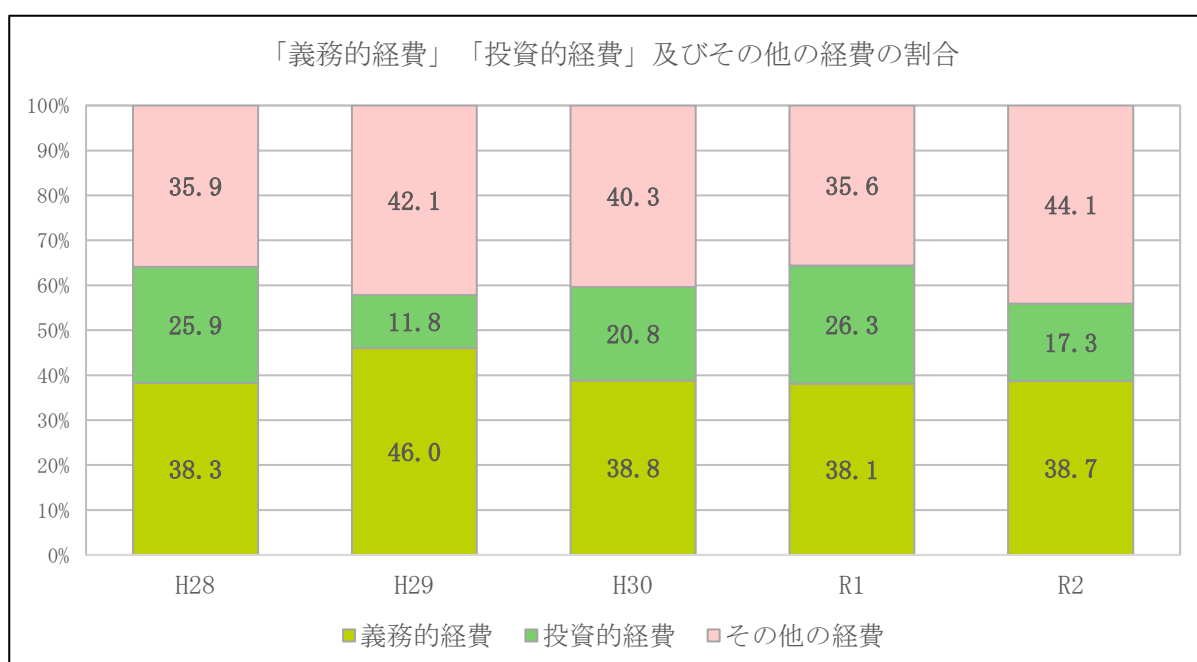
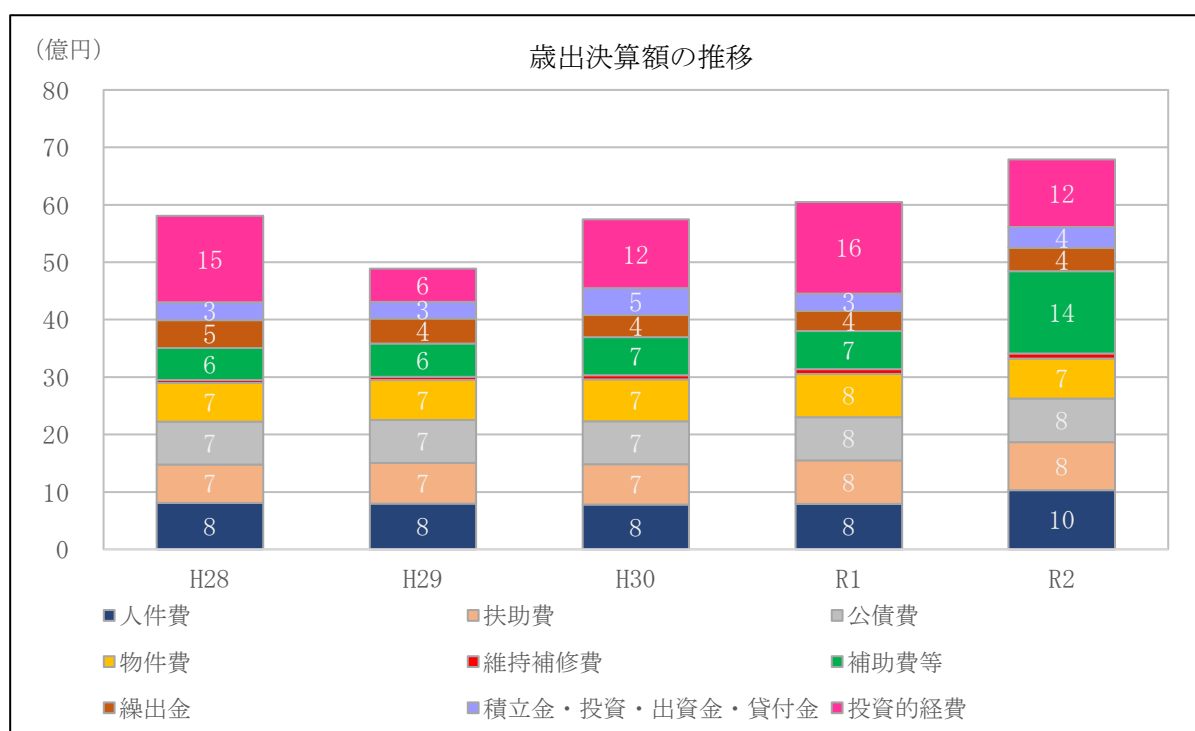
(1) 歳入

過去5年の歳入の状況は以下のとおりです。平成29年度以降は歳入総額が増加と
なっています。内訳としては、地方債や国庫支出金等の依存財源の影響が大きく、
町税等の自主財源は横ばいとなっており、今後も大きな増加は見込めないものと
考えられます。令和2年度決算における歳入は約70億円となっていますが、自主財
源は約10億円で割合としては15.1%となります。



(2) 歳出

歳出の状況は以下のとおりです。令和2年度決算における歳出決算額は68億円となっています。歳入と同様に歳出についても増加傾向にあります。内訳としては、「投資的経費」の影響が大きくなっています。「投資的経費」は公共施設の整備に要する費用となっており、過去5年の平均額は12.1億円となっています。また、「公債費」については、横ばいとなっていますが、今後、公共施設の更新費用等が増大していくにしたがって、増加傾向となることが予想されます。今後は計画的な事業の実施が必要であると考えられます。

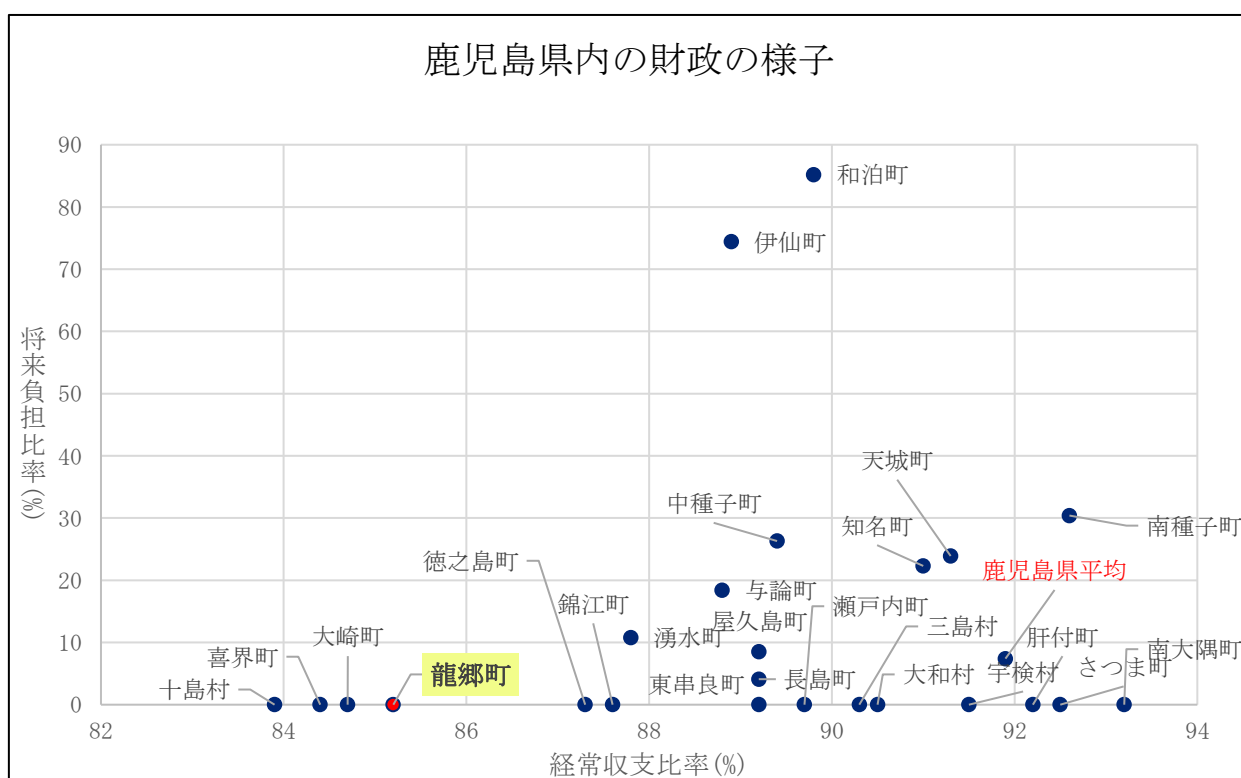


(3) 他市町村との比較

財政状況を鹿児島県内の他の市町村と比較した場合における、本町の位置づけは以下のとおりです。

将来負担比率とは、公営事業会計や一部事務組合、公社や出資法人も含め、市町村が将来支払う可能性がある負債の一般会計に対する比率です。早期健全化基準は、35.0%です。本町の場合、令和2年度における将来負担比率は0%であり、鹿児島県内の平均値（7.4%）を大きく下回っています。

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とした毎年度経常的な収入となる一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。この比率が高いほど財政構造の弾力性が低く、硬直化が進んでいることを表します。本町の場合、令和2年度における経常収支比率は85.2%であり、鹿児島県内の平均値（91.9%）を下回ります。



第5章 将来推計

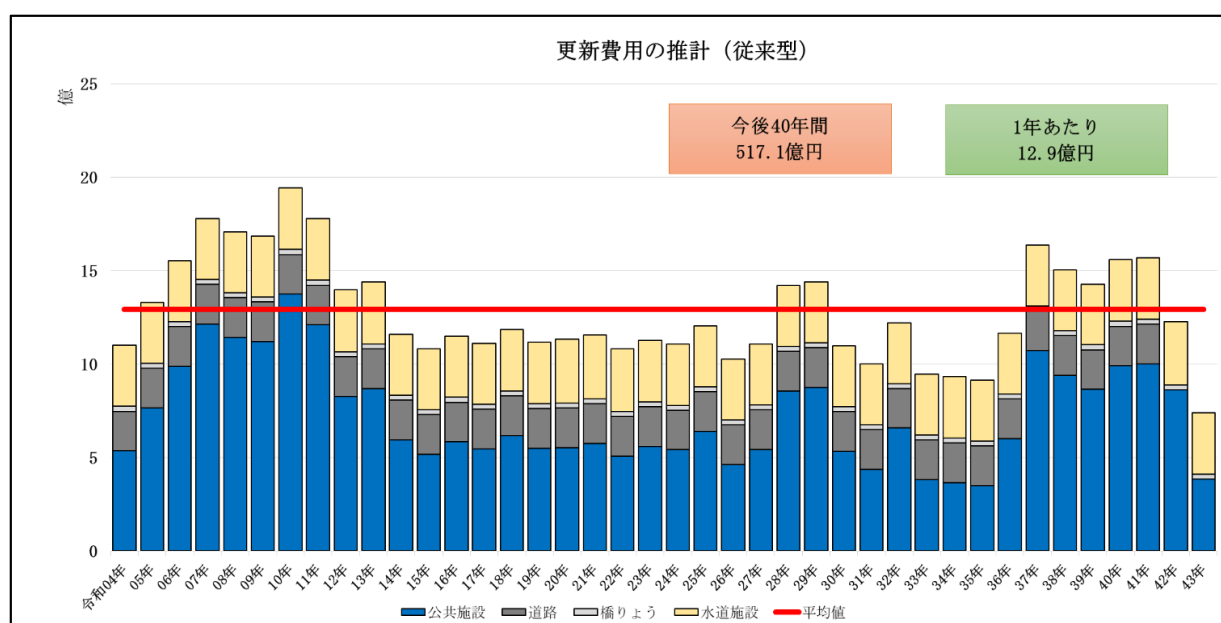
本章では、現存する公共施設等について、更新費用等の見込みを整理するとともに、更新費用に充当可能な財源の推計を行います。

1 公共施設の更新費用の見込み

(1) 従来型推計

令和2年度末時点で本町が所有している公共施設の更新費用シミュレーションを行っています。その結果、今後40年間の維持・更新コスト総額は、517.1億円という結果となり、1年あたりの平均整備費用は12.9億円となりました。

■ 更新費用推計（従来型）



今後40年間の更新費用 (改修費用+建替え費用)	517.1 億円	1年あたりの更新費用 (改修費用+建替え費用)	12.9 億円
-----------------------------	----------	----------------------------	---------

更新費用推計（従来型）の前提条件及び試算方法

試算の方法

- ・耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算する。

$$\text{延床面積} \times \text{更新単価} = \text{更新費用}$$

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建て替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。

耐用年数の設定

- ・一律で 60 年として試算。（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」より）

更新年数の設定

- ・建築後 30 年で大規模改修（改修期間 2 年）
- ・建築後 60 年で建替え（建替期間 3 年）
- ・経過年数が 30 年を超え 50 年以下の場合は今後 10 年間で大規模改修（均等割）
- ・経過年数が 50 年を超えている場合は、大規模改修は行わず 60 年を経た年度に建替え
- ・経過年数が 60 年を超えている場合は、今後 10 年間で建替え（均等割）

事後保全型（従来型）の推計単価

工事内容		大規模修繕	建替え
実施周期		30 年	60 年
実施期間		2 年	3 年
施設用途	町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	社会教育施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
	子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
	保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
	公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
	その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

【参考】一般財団法人地域総合整備財団「公共施設等更新費用試算ソフト」における更新単価

インフラ施設の更新年数および費用単価

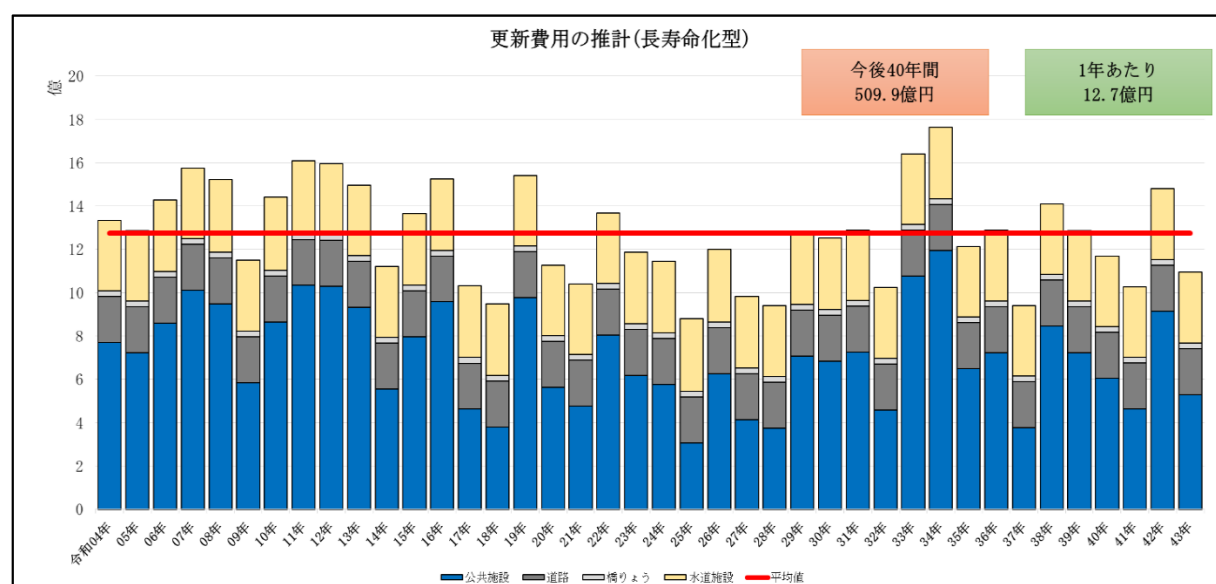
分類	更新年数	更新単価
道路	15 年	4,700 円/㎡
橋りょう	60 年	44.8 千円/㎡
上水道(管径により金額異なる)	40 年	97～923 千円/㎡

(2) 長寿命化型推計

予防保全的に長寿命化対策を行い、長寿命化を図る場合の推計についても、個別施設計画策定時に算出をしています。長寿命化型は、目標耐用年数を70年（木造等は40年）とし、定期的な改修工事を行い、長寿命化を図る場合の文部科学省型のシミュレーション方法を参考に試算を行いました。

長寿命化型の試算を行った結果、509.9 億円という結果となり、1 年あたりの平均整備費用は 12.7 億円となりました。予防保全型を行った場合の方が 40 年間で 7.2 億円の維持・更新コスト費用削減、年平均で 0.2 億円整備費用の削減につながるがかかります。

■ 更新費用推計（長寿命化型）



今後 40 年間の更新費用 (改修費用＋建替え費用)	509.9 億円	1 年あたりの更新費用 (改修費用＋建替え費用)	12.7 億円
-------------------------------	----------	-----------------------------	---------

更新費用推計（長寿命化型）の前提条件及び試算方法

試算の方法

・計算は、従来型と同様、 $\text{延床面積} \times \text{更新単価} = \text{更新費用}$

事後保全型（従来型）の推計単価等

大規模改造		長寿命化改修		改築	
実施周期 [※]	18 年	実施周期	35 年	実施周期	70 年（40 年）
単価	改築単価の 25%	単価	改築単価の 60%	単価	事後保全型 「建替え単価」
工事期間	1 年	工事期間	2 年	工事期間	2 年
改築・長寿命化改修の前後 10 年間に重なる場合は実施しない		実施年数より古い建物の改修を 10 年以内に実施		実施年数より古い建物の改築を 10 年以内に実施	

部位修繕				
D 評価	実施時期	今後 5 年以内に部位修繕を実施		
	改築・長寿命化改修・大規模改造を今後 5 年以内に実施する場合を除く			
C 評価	実施時期	今後 10 年以内に部位修繕を実施		
	改築・長寿命化改修・大規模改造を今後 10 年以内に実施する場合を除く			
A 評価	今後 10 年以内の長寿命化改修から部位相当額を差し引く			
部位修繕単価				
屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
改築の 3.5%	改築の 5.1%	改築の 5.6%	改築の 4.0%	改築の 3.7%

※（）内は、木造等の実施周期。大規模改造は鉄筋コンクリート造等と同様。長寿命化改修は実施しない。

(3) 個別施設計画との比較（対策の効果）

個別施設計画では、今後10か年の実施計画を作成しています。実施計画の作成にあたっては、対象施設で行った劣化状況調査結果を踏まえて、改修や修繕が必要な施設と当面必要がない施設を整理しており、今後10か年で現実的に必要となる経費見込みを算出しています。

また、上記の個別施設計画とは計画対象の異なる、学校施設等長寿命化計画や公営住宅等長寿命化計画等についても実施計画を整理し、公共施設全体の個別施設計画（長寿命化計画）ベースの費用の見込みを算出しました。

その結果、改修や更新の費用については1年あたり4.5億円となり、長寿命化型の推計金額より、さらに少ない対策金額で済む試算となっています。

種別	計画期間	更新等費用 計画期間合計	更新等費用 1か年当たり
公共施設等 個別施設計画	令和3年度～令和12年度 (10か年)	9.1億円	0.9億円
公営住宅等 長寿命化計画	平成29年度～令和8年度 (10か年)	11.8億円	1.2億円
学校施設 長寿命化計画	令和3年度～令和12年度 (10か年)	19.4億円	1.9億円
りゅうゆう館体育文化センター・りゅうがく館長期保全計画	令和2年度～令和11年度 (10か年)	4.6億円	0.5億円
合計			4.5億円

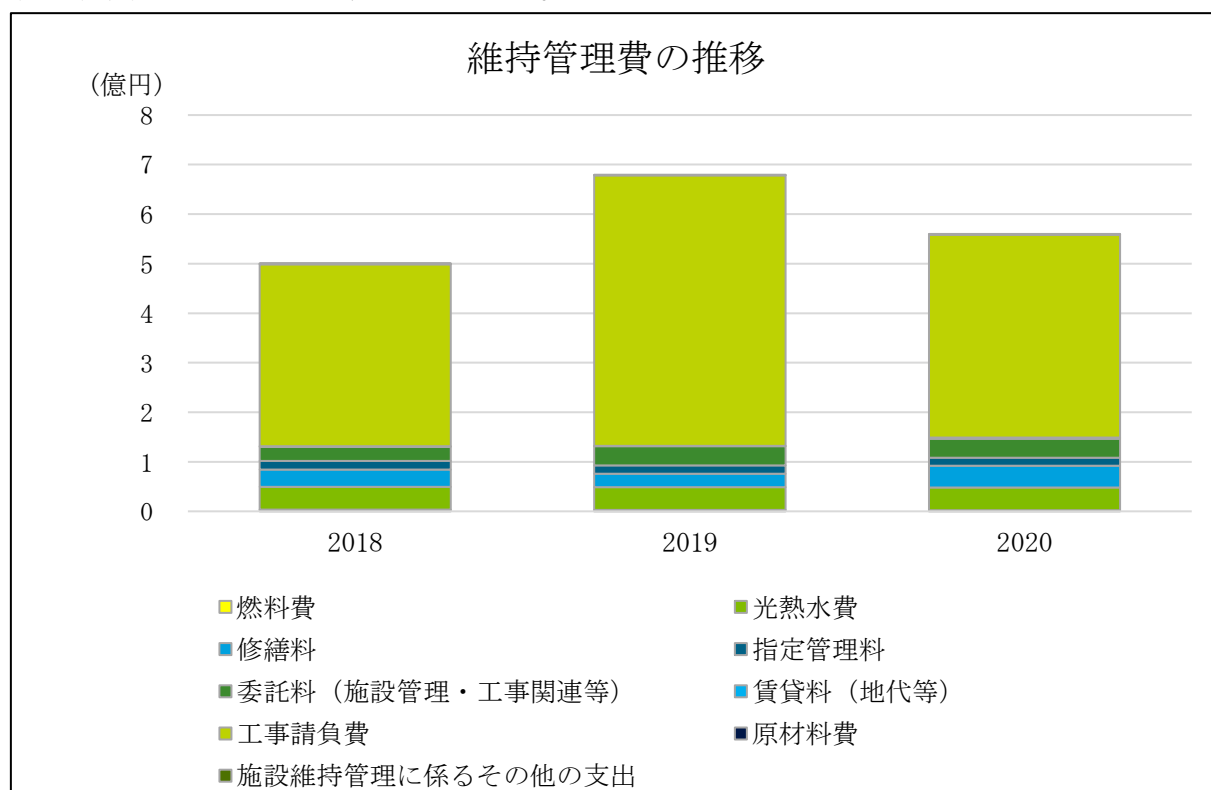
(1)～(3)の費用の見込みを整理すると下表のようになります。従来型推計と個別施設計画の比較をした結果を対策の効果額とすると、1年あたりの効果額は2.8億円となります。

	従来型推計 (公共施設のみ)	長寿命化型推計 (公共施設のみ)	個別施設 計画	対策の効果額 (従来型推計 －個別施設計画)
1年あたりの改修 費用+建替費用	7.3億円	7.1億円	4.5億円	2.8億円

(4) 維持管理経費

維持管理経費の見込みについては、過去の実績から把握をしました。下図は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度からにかけての施設の維持管理に要する経費の集計結果を示しています。

維持管理経費3か年の1年あたり平均額は、約5.8億円となっているため、今後の維持管理経費の見込みは5.8億円とします。



2 インフラ施設の維持・更新費用の見込み

インフラ施設については、種別ごとに策定されている長寿命化計画の実施計画の金額、長寿命化計画が未策定の場合は推計によって算出された金額を、費用の見込みとして整理しました。インフラ施設のうち、土木・産業系インフラの合計が5.3億円、上水道分は0.2億円という結果になりました。

種別	計画期間中の経費見込み (維持管理・修繕、改修、更新の合計)	計画（推計） 期間	1 か年当たり 経費見込み	算出方法
道路	84.9 億円	40 年	2.1 億円	推計
橋梁	14.3 億円	50 年	0.3 億円	橋梁長寿命化修繕計画
農道橋	1,870 万円	40 年	47 万円	長寿命化計画
漁港	19 億円	50 年～55 年	0.4 億円	漁港機能保全計画
港湾	122.5 億円	50 年	2.5 億円	維持管理計画
上水道	2 億円	10 年	0.2 億円	水道ビジョン

3 公共施設等（公共施設及びインフラ施設）の更新費用の見込みと充当可能な財源について

充当可能な財源の見込みについては、「第4章 人口・財政の状況」の歳出の状況の実績から把握を行いました。直近5か年の実績によると、建築系公共施設及びインフラに係る投資的経費の年平均は12.1億円です。12.1億円を充当可能な財源と見込むと、建物系公共施設の費用見込みが4.5億円、土木・産業系インフラの合計が5.3億円であるため、財源の中で賄うことが可能であると考えられます。

本計画策定時（平成28年度）では、単純推計による試算であったため、財源が不足する結果となっていました。本計画改定時（令和3年度）においては、各種の個別施設計画、長寿命化計画による費用の見込みを反映することができおり、特に建物系公共施設において、点検診断結果を踏まえた予防保全の考え方を取り入れ、今後改修や更新の対策が不要となる建物の把握も行ったため、財源の不足は生じない見込みとなりました。

なお、上水道分については、経営戦略の中で、投資・財政計画（収支計画）が立てられており、資本的収入が資本的支出に不足する額については、補填財源、企業債の中で賄うこととなっています。

第6章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間について

計画期間は、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から、以下のとおり、長期の期間に設定しました。

(計画期間) 平成28年度から令和27年度（30年間）

2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設に関する情報は、公共施設マネジメントシステムを導入し、公会計管理台帳などとあわせて財産管理を所管する部署で一元的に管理する体制とします。公共施設の利用状況などは、公共施設の現状をいつでも把握できる状態とします。

公共施設等に関する基本計画として位置づけられる公共施設等総合管理計画に沿って、より具体的な個別施設計画を策定するにあたっては、全庁的な体制での検討を行っていきます。

3 現状や課題に関する基本認識

(1) 人口減少及び少子高齢化による公共施設に対する町民ニーズの変化

本町の人口は減少傾向にあり、平成27年時点の人口は5,806人です。今後もこの傾向は継続することが考えられ、令和42年には3,951人まで減少すると推計されています。これと同時に、年少人口・生産年齢人口の減少及び高齢者人口の増加により、少子高齢化が見込まれます。

これらに伴う世代構成の変化により、子育て支援施設や学校教育系施設では余剰が発生し、高齢者を対象とした保健・福祉施設の需要が高まるなど、公共施設へのニーズが変化することが予想されます。また、町外への人口流出のみならず、地区内でも国道沿線に人口が集中することも予想され、地区によって人口の増減や年齢構成等の推移も異なることが見込まれます。このような状況変化に合わせた、施設規模の見直し、既存公共施設の活用や整備を通じ、町民ニーズに適切に対応する必要があります。

(2) 公共施設の老朽化

本町の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積でみると、昭和50年代から平成10年代前半にかけて、多くの公共施設を建設しています。特に本町全体の延床

面積の約33.9%を占める学校及び約25.0%を占める公営住宅をこの時期に比較的多く整備しています。これらの施設の多くが、いずれ耐用年数を迎えることとなり、老朽化や耐震化の問題に直面すると考えられます。

また、旧耐震基準が適用されていた時期である昭和56年度以前に整備された施設のうち、耐震対策が未実施のものは12.1%となります。老朽化施設については、必要性の精査も行ったうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

(3) 公共施設の更新時期の集中及びその他施設やインフラ資産の更新

現在本町が保有する公共施設及びインフラ施設を、耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合、今後40年間の更新費用の総額は517.1億円で、試算期間における平均費用は年間12.9億円となります。

過去5年間（平成28年度～令和2年度）における既存の公共施設の更新にかけてきた金額は年平均12.1億円であり、過去3年間の既存更新分の年平均額と、これらにかかる年更新費用試算額を比べた場合、0.8億円の不足が生じます。特に今後10年の間に大規模改修や建替えが集中しており、それらを加味した上で、整備金額が集中する“負担の山”を考慮に入れながら検討していくことが必要です。

(4) 公共施設にかけられる財源の限界

公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用が毎年度必要となるほか、大規模修繕費用なども必要となります。一方、本町では、生産年齢人口の減少等に伴って町税収入の減少が見込まれており、公共施設の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設のあり方を検討する必要があります。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・現状行っている定期点検を引き続き適切に行っていきます。
- ・公共施設マネジメントシステムで点検・診断等の実施結果を蓄積することで、点検・診断等の状況を全庁的に適時に把握していきます。
- ・施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断等を実施するなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握し、予防保全的な観点からの検討を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。

- ・地域に対する公共施設の譲渡や地区団体への指定管理委託を進めるなど、町民主体の維持管理を進めていきます。
- ・維持管理を行っていくための財源を捻出するため、受益者負担の見直しを行っていきます。
- ・公共施設マネジメントシステムで、維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に関する計画を立てるのに役立てます。
- ・今後も維持していく公共施設については、中長期的修繕計画を策定することを検討します。
- ・管理運営にあたっては、PPP¹/PFI²の活用を検討します。
- ・町民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするため、用途変更をしやすい施設設計を行うなどの工夫をしていきます。
- ・新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めていきます。

(3) 安全確保の実施方針

- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- ・安全の確保にあたっては、災害拠点かどうか、多数の町民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。
- ・今後維持していくことが難しい施設については、町民の安全確保の観点から、早期での供用廃止といった措置を適切にとっていきます。

(4) 耐震化の実施方針

- ・災害拠点かどうか、多数の町民の利用がある施設かどうかなどの視点から、耐震化の優先順位を検討します。
- ・建築から長期間経過したにも関わらず、建物で耐震化が完了していないものについては、耐震化の検討を進めていきます。
- ・道路、橋りょう、水道をはじめとするインフラ施設についても耐震化の検討を進めていきます。

¹ Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

² Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・地区ごとに公共施設の耐用年数到達年度を把握し、公共施設の更新の対応時期を把握します。
- ・町民とともに、大切に公共施設を取り扱っていくことで、少しでも長く公共施設を活用していけるようにしていきます。
- ・個別施設における長寿命化計画の策定・更新を進めていきます。

(6) 統合や廃止の推進方針

- ・公共施設等の将来の更新費用の試算結果として、そのための財源が不足していることが明確となりました。公共施設の総量縮減だけで、その財政的な対応をすることはできませんが、可能な限りの公共施設の縮減を進めていく必要があると言えます。
- ・公共施設の見直しにあたって、総量縮減は財源確保の一つの手段であると捉え、単純な面積縮減とすることなく、既存の公共施設の状態に囚われない、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行っていきます。
- ・当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分に留意していきます。
- ・少子高齢化や人口減少などの人口動態の変化に対応した公共施設の再編を進めます。
- ・地区ごとの人口動態や町民ニーズを踏まえた再編を進めます。
- ・公共施設の多機能集約化（一つの公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高める取り組み）の取り組みを進めていきます。
- ・近隣市町村との広域連携を一層進めていき、広域の観点から必要な公共施設等の保有量を検討していきます。
- ・インフラについても、必要性を十分に精査し、将来コストを見据えた保有量に抑えます。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）の考え方を踏まえて、本町においてもユニバーサルデザインの街づくりを目指します。

(8) 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方

- ・本計画は、固定資産台帳のデータを基に、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算を行い、公共施設等総合管理計画に掲載しています。

- ・活用に関しては、定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データを用いて、施設類型別や建築年別の延床面積や老朽化比率を算出し、現状分析を行っていきます

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・公共施設マネジメントシステムの運用を開始し、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理していきます。
- ・公共施設マネジメントシステムは、公会計管理台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていきます。
- ・職員一人ひとりが、経営的視点を持って、全体の最適化を意識した公共施設マネジメントの視点を持つため、研修会等を実施していきます。
- ・本町では、これまでも、民間活力の活用を意図した指定管理者制度の導入を進めてきましたが、検証を行い、町民サービスの向上に努めるとともに、導入していない施設については同制度の導入について検討を進めていきます。

第 7 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

以下、施設類型別に現状や課題に関する基本的な認識、施設の情報、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載しています。記載にあたっての前提条件は以下のとおりです。なお、施設名は、「龍郷町」や「龍郷」等、一部を省略している場合があります。

- ・面積等の数値は、それぞれ小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計と差がある場合があります。
- ・建物が複数棟ある施設の場合は建築年度が最も古い建物の年度を記載しています。

1 集会施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 集会施設

本町では、20施設の集会施設を保有しています。町内の各地区に集会施設を配置しており、それぞれの施設が地域の交流・親睦を深めるために一定の役割を果たしています。

集会施設に対するニーズは今後多様化し、増加すると考えられますが、本町の厳しい財政状況を踏まえ、サービス充実のための整備を進めていきます。

秋名コミュニティセンターは、公民館としての利用のほか、近年では本町の地方創生交付金を活用した「秋名・幾里魅力化プロジェクト」における芝浦工業大学生とのミーティング室としても使用されました。

安木屋場児童館は令和2年10月1日より児童館としての用途を廃止し、集会施設として転用しました。

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
秋名コミュニティセンター	平成20年度	直営	荒波	281 m ²
秋名集会場	昭和45年度	直営	荒波	245 m ²
嘉渡生活館	昭和47年度	直営	荒波	226 m ²
円公民館	平成7年度	直営	荒波	210 m ²
安木屋場児童館	昭和58年度	直営	荒波	200 m ²
龍郷保健福祉施設	昭和44年度	直営	内場	178 m ²
久場へき地集会所	昭和58年度	直営	内場	190 m ²
瀬留生活館	昭和53年度	直営	内場	245 m ²
玉里コミュニティセンター	平成15年度	直営	内場	324 m ²
屋入へき地集会所	昭和53年度	直営	内場	71 m ²
浦生活館	昭和52年度	直営	内場	361 m ²
大勝生活館	昭和56年度	直営	内場	264 m ²
川内地区へき地集会所	昭和61年度	直営	内場	189 m ²
中勝公民館	平成18年度	直営	内場	255 m ²
戸口地区振興センター	昭和56年度	直営	内場	253 m ²
下戸口コミュニティセンター	平成元年度	直営	内場	166 m ²
上戸口コミュニティセンター	平成4年度	直営	内場	140 m ²
手広地区振興センター	昭和56年度	直営	赤徳	251 m ²
赤尾木コミュニティセンター	平成6年度	直営	赤徳	299 m ²
芦徳コミュニティセンター	平成16年度	直営	赤徳	234 m ²
合計				4,580 m ²

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

集会施設は、地域の交流の振興や生涯学習の場として今後も継続して利用され
ると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

集会施設は、昭和40～50年代に建設されたものが多いため、建替等の更新費用
が近いうちに発生する可能性があります。その費用負担を軽減するためにも、施
設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。

【耐震化の実施方針】

旧耐震基準で建設され、耐震化工事が実施されていない施設があります。これ
らの施設について耐震化の必要性を検討し、耐震化を推進します。

【長寿命化の実施方針】

町内の集会施設の多くが、竣工後20年以上経過しています。このため、長寿命
化を目的とした修繕を計画的に実施するため、各施設の老朽化の程度を把握し、
集会施設の改修工事を進めていきます。

【統合や廃止の推進方針】

各施設の利用状況や老朽化の状況等により、その必要性を判断したうえで、統
合や廃止について検討します。

2 博物館等

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 社会教育施設

りゅうゆう館は、平成10年度に竣工した施設であり、体育館及び文化ホールを擁しています。体育館には、会議室やトレーニング室といった設備も兼ね備えています。

広く町民へ提供し、必要性の高い施設となっておりますが、さらに費用削減の余地がないかどうかについて、検討します。

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
りゅうゆう館体育文化センター	平成 10 年度	直営	内場	3,878 m ²
りゅうがく館	平成 28 年度	直営	内場	2,342 m ²
陶芸教室施設	令和 2 年度	直営	内場	20 m ²
合計				6,240 m ²

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

定期的な劣化診断等を行うことで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

現状、大規模な改修等は予定していませんが、適宜修繕等を実施し、管理していく方針です。

【安全確保の実施方針】

劣化診断等の結果、安全上修繕が必要と思われる箇所があれば、早期に改修を計画するほか、建築物及び建築設備定期検査を実施し、優先順位に配慮して安全の確保を行います。

【統合や廃止の推進方針】

りゅうゆう館は、今後も必要な施設と考えますが、費用削減の余地等を踏まえ、最も効果的な対応を行うよう検討を進めます。

3 スポーツ施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 陸上競技場施設

本町では、グラウンド施設を1つ保有しています。中長期的には修繕に係るコストが増加していくと考えられます。

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
中央グラウンド	昭和 49 年度	直営	内場	288 m ²
合計				288 m ²

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

中長期的には施設・設備の老朽化が進んでいくと予想されるため、継続した点検等を実施します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

現状、大規模な改修等は予定していませんが、適宜修繕等を実施し、管理していく方針です。

【安全確保の実施方針】

スポーツ施設については、各施設の危険箇所等の現状を把握し、安全性の確保に努めます。

【統合や廃止の推進方針】

スポーツ施設は、今後も必要な施設と考えますが、利用実績や、費用削減の余地等を踏まえ、最も効果的な対応を行うよう検討を進めます。

4 産業系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 販売施設

島育ち産業館は、奄美大島の農産物等を使った加工品の開発・製造を行う施設であり、特産品の販売や、大島紬製品・陶芸作品・地場産野菜等を販売も行っています。

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
龍郷町立島育ち産業館	昭和 63 年度	直営	内場	512 m ²
合計				512 m ²

② 紬業振興施設

本町では、紬業振興施設を9施設保有しています。いずれの施設も建設されてから30年以上が経過していることから、今後修繕に係るコストの増加と処分等の検討も考えられます。

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
赤尾木地区龍郷町大島紬共同糊張施設	昭和 62 年度	直営	赤徳	212 m ²
中央地区龍郷町大島紬共同糊張施設	昭和 61 年度	直営	内場	266 m ²
戸口地区龍郷町大島紬共同糊張施設	昭和 54 年度	直営	内場	266 m ²
安木屋場地区龍郷町大島紬共同糊張施設	昭和 63 年度	直営	荒波	167 m ²
円地区龍郷町大島紬共同糊張施設	昭和 57 年度	直営	荒波	152 m ²
嘉渡地区龍郷町大島紬共同糊張施設	昭和 56 年度	直営	荒波	170 m ²
大島紬技能者養成施設（瀬留）	昭和 60 年度	委託	内場	348 m ²
龍郷町共同泥染工場	昭和 48 年度	直営	内場	132 m ²
龍郷町大島つむぎ織工養成所（嘉渡）	昭和 55 年度	委託	荒波	234 m ²
合計				1,946 m ²

③ 畜産振興施設

本町では、畜産振興施設を2施設保有しています。比較的新しい施設ですが、中長期的には修繕に係るコストが増加していくと考えられます。

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
飼料保管庫	平成 26 年度	直営	内場	140 m ²
龍郷町畜産牧場（本茶畜産団地）	平成 16 年度	直営	内場	1,994 m ²
合計				2,134 m ²

④ 集出荷施設

本町では、集出荷施設を2施設保有しています。

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
龍郷町浦農産物集出荷場	平成 5 年度	委託	内場	465 m ²
秋幾農産物集出荷施設	平成 8 年度	委託	荒波	173 m ²
合計				638 m ²

⑤ 漁業振興施設

本町では、漁業振興施設を3施設保有しています。特に赤尾木漁船・漁具施設については、建設されてから30年以上が経過しているため、今後修繕に係るコストが増加していくと考えられます。

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
赤尾木漁船・漁具施設	昭和 53 年度	直営	赤徳	41 m ²
龍郷町漁船捲揚施設	平成 14 年度	直営	内場	14 m ²
龍郷町製氷貯氷施設	平成 14 年度	直営	内場	94 m ²
合計				148 m ²

⑥ 観光・交流施設

本町では、観光・交流施設を3施設保有しています。特に奄美自然観察の森は建設されてから20年以上が経過しているため、今後修繕に係るコストが増加していくと考えられます。

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
奄美自然観察の森	平成 5 年度	直営	内場	474 m ²
西郷南州史跡休憩施設	平成 16 年度	委託	内場	47 m ²
手広ドーム	平成 26 年度	直営	赤徳	73 m ²
秋幾飲食民泊施設	令和元年度	委託	荒波	354 m ²
合計				949 m ²

⑦ その他

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
赤尾木し尿処理施設	昭和 61 年度	直営	赤徳	115 m ²
瀬留し尿処理槽	昭和 60 年度	直営	内場	383 m ²
嘉渡有機物供給し尿溜槽	昭和 60 年度	直営	嘉渡	491 m ²
戸口し尿溜槽	昭和 54 年度	直営	戸口	199 m ²
合計				1,188 m ²

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

多くの施設が建設されてから20年以上が経過しています。今後施設・設備の老朽化が進んでいくと予想されるため、継続した点検等を実施します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

各施設の点検及び診断等の結果に基づいて、維持管理・修繕・更新等を行うことで、トータルコストの縮減・費用の平準化を実施しています。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた施設等については、優先的に修繕・改築・更新等を行います。

【統合や廃止の推進方針】

各施設の利用状況や老朽化の状況等により、その必要性を判断したうえで、統合や廃止について検討します。

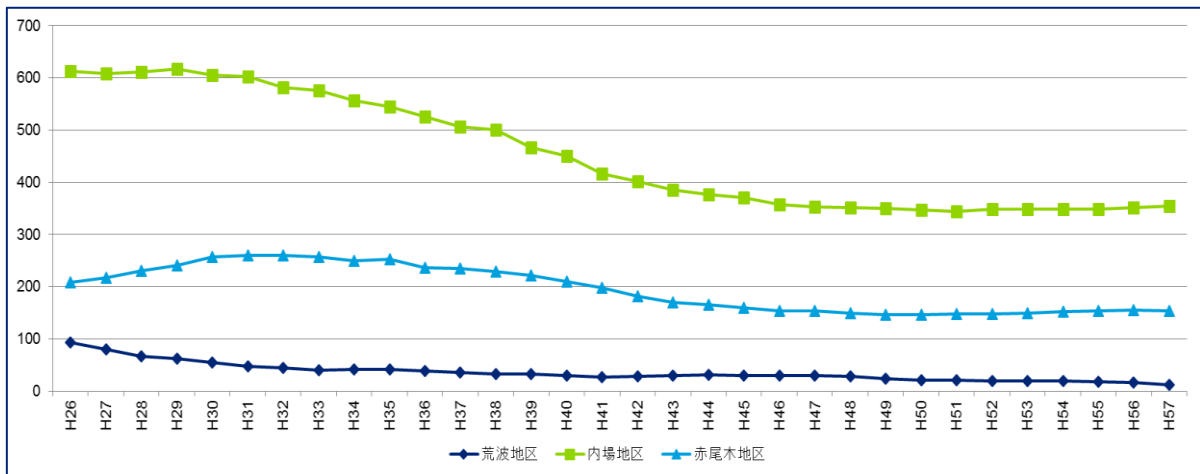
5 学校

(1) 現状や課題に関する基本認識

本町の0歳から15歳未満までの人口は、平成27年の905人から平成57年(令和27年)には520人と、約42.5%減少すると試算されています。

地区別においても、いずれの地区も減少傾向となっています。

(0歳～14歳の地区別人口推移)



① 小中学校

本町には、9の小中学校施設があります。今後予想される少子化の影響を考慮し、適切な配置形態を考えていく必要があります。

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積	児童数
秋名小学校	昭和 36 年度	直営	荒波	1,430 m ²	23 人
円小学校	昭和 29 年度	直営	荒波	1,175 m ²	9 人
龍郷小学校	昭和 33 年度	直営	荒波	1,711 m ²	26 人
龍瀬小学校	昭和 51 年度	直営	内場	2,695 m ²	80 人
大勝小学校	昭和 44 年度	直営	荒波	2,563 m ²	125 人
戸口小学校	昭和 32 年度	直営	内場	1,547 m ²	41 人
龍北中学校	昭和 41 年度	直営	内場	2,548 m ²	11 人
龍南中学校	平成元年度	直営	内場	4,246 m ²	104 人
赤徳小・中学校	昭和 42 年度	直営	内場	4,864 m ²	129 人
合計				22,780 m ²	548 人

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

平成31年度に龍郷町学校施設長寿命化計画を策定し、学校施設の状況を把握しました。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

龍郷町学校施設長寿命化計画に基づき修繕が必要な箇所については随時修繕を行っていますが、昭和30年代に建設された学校も多く、将来的には大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も引き続き学校施設としての利用が見込まれるため、適切な維持管理に努めていきます。

【安全確保の実施方針】

児童生徒が安全に安心して学ぶことができるように教育環境の安全の確保を図っていきます。

【統合や廃止の推進方針】

小中学校の中には、児童数が減少傾向にあり、児童数に対する施設やコストの規模が大きくなっている施設もあります。そのため、施設の老朽化の状況も踏まえ、今後コストの削減のみではなく、統廃合の必要性について検討していきます。

6 その他教育施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 教職員住宅

本町は26の教職員住宅を保有しています。昭和期に整備された施設も多く、現在厳しい財政状況や既存ストックの有効活用の観点から、今後計画的に住宅改修を実施することにより、安全で安心な教職員住宅の供給を推進していきます。

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積	居宅数	入居世帯数
秋名小学校教員住3号棟	平成7年度	直営	荒波	74 m ²	1	1
秋名小学校教員住宅4号棟	平成14年度	直営	荒波	80 m ²	1	1
秋名小学校教員住宅5号棟	平成25年度	直営	荒波	84 m ²	1	1
円小学校教員住宅2号棟	平成6年度	直営	荒波	75 m ²	1	1
円小学校教員住宅3号棟	平成17年度	直営	荒波	80 m ²	1	1
龍郷小学校教員住宅1号棟	平成20年度	直営	内場	81 m ²	1	1
龍郷小学校教員住宅2号棟	平成12年度	直営	内場	81 m ²	1	1
龍瀬小学校教員住宅1号棟	平成19年度	直営	内場	81 m ²	1	1
龍瀬小学校教員住宅2号棟	昭和53年度	直営	内場	67 m ²	1	1
龍瀬小学校教員住宅4号棟	平成11年度	直営	内場	74 m ²	1	1
大勝小学校教員住宅3号棟	昭和45年度	直営	内場	80 m ²	1	0
大勝小学校教員住宅4号棟	平成24年度	直営	内場	50 m ²	1	1
大勝小学校教員住宅5号棟	平成8年度	直営	内場	74 m ²	1	1
戸口小学校教員住宅4号棟	平成9年度	直営	内場	74 m ²	1	1
戸口小学校教員住宅5号棟	平成24年度	直営	内場	82 m ²	1	1
赤徳小学校教員住宅2号棟	昭和44年度	直営	赤徳	50 m ²	1	0
赤徳小学校教員住宅3号棟	昭和48年度	直営	赤徳	50 m ²	1	0
赤徳小学校教員住宅4号棟	平成13年度	直営	赤徳	80 m ²	1	1
龍北中学校教員住宅1号棟	平成21年度	直営	荒波	91 m ²	1	0
龍北中学校教員住宅3号棟	平成3年度	直営	荒波	60 m ²	1	1
龍北中学校教員住宅4号棟	平成3年度	直営	荒波	60 m ²	1	1
龍北中学校教員住宅5号棟	平成21年度	直営	荒波	91 m ²	1	1
龍南中学校教員住宅1号棟	平成19年度	直営	内場	80 m ²	1	1
龍南中学校教員住宅4号棟	平成10年度	直営	内場	74 m ²	1	1
赤徳中学校教員住宅1号棟	平成7年度	直営	赤徳	74 m ²	1	1
赤徳中学校教員住宅2号棟	平成22年度	直営	赤徳	84 m ²	1	1
合計				1,932 m ²	26	22

② 給食センター

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
龍郷町立学校給食センター	平成 16 年度	直営	内場	641 m ²
合計				641 m ²

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

教職員住宅については、老朽化する住宅の延命を図るため、計画的に点検や修繕を実施します。

給食センターについては、国の「学校給食衛生管理基準」等に基づいた点検・診断を定期的に行っていきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断により危険性が高いと認められた場合は、安全の確保を行います。

【長寿命化の実施方針】

老朽化が進む前に予防保全を実施し、現存ストックの延命措置を進めます。

【統合や廃止の推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し解体を行います。

7 幼稚園・保育園・こども園

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 保育所

本町は5つの保育所を保有しています。子ども・子育て支援新制度や今後の人口減少・少子化の動向に注視しながら、保育所のあり方を検討していく必要があります。

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
大勝保育所	昭和 45 年度	直営	内場	357 m ²
赤徳保育所	昭和 53 年度	直営	内場	479 m ²
秋名へき地保育所	平成 20 年度	直営	荒波	149 m ²
龍瀬保育所	平成 7 年度	直営	内場	159 m ²
戸口保育所	昭和 51 年度	直営	内場	109 m ²
合計				1,253 m ²

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

少子化の進行に注視しながら、保育所のあり方を検討していきます。

【安全確保の実施方針】

児童の安全な保育ができる環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。

【統合や廃止の推進方針】

子ども・子育て支援新制度や少子化の動向を注視し、町全体の保育需要に対応できるよう、運営主体、運営方法など様々な視点から保育所のあり方や適正配置を検討していきます。

8 幼児・児童施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 児童館

本町では、平成29年度以降に放課後児童クラブを整備しました。そのため、築年数が浅く、老朽化に伴う改修等の必要はありません。

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
大勝放課後児童クラブ	平成 29 年度	直営	内場	99 m ²
瀬留放課後児童クラブ	平成 30 年度	直営	内場	101 m ²
赤尾木放課後児童クラブ	令和元年度	直営	赤徳	119 m ²
合計				319 m ²

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

児童が安心して利用できるように継続的に点検・修繕を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

計画的な点検や劣化診断を通じた維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を実施していきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果、危険性が高い箇所が発見された場合は、安全面からリスク評価を行い、危険除去の優先順位に配慮して修繕を実施し、安全の確保を行います。

9 その他社会福祉施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 地域福祉センター

本町では、地域福祉センターの施設を1つ保有しています。どうくさあや館は、浴室やサウナが完備されており、町民の健康づくりの場として利用されています。

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
保健福祉センター（どうくさあや館）	平成6年度	指定管理	内場	1,337 m ²
合計				1,337 m ²

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

どうくさあや館は、高齢者の利用も多い施設であるため、高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施することが必要であると考えます。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

計画的な点検や劣化診断を通じた維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を実施していきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果、危険性が高い箇所が発見された場合は、安全面からリスク評価を行い、危険除去の優先順位に配慮して修繕を実施し、安全の確保を行います。

10 庁舎等

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 庁舎等

役場庁舎については、下記のとおりです。今後、コストを精査し、削減の余地がないかについて検討していきます。

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
龍郷町役場	昭和 40 年度	直営	内場	2,623 m ²
合計				2,623 m ²

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

対症療法的に劣化の進んだ役場庁舎の補修（事後保全）を行うのではなく、劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断（予防保全）を行うことで施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

役場庁舎の計画的な点検や劣化診断を通じた維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を実施していきます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた箇所については、安全面からリスク評価を行い、危険除去の優先順位に配慮して安全の確保を行います。

【耐震化の実施方針】

役場庁舎（旧館）が耐震基準を満たしていないため、令和4年度に耐震補強工事を行い耐震化の確保を行います。

【長寿命化の実施方針】

役場庁舎については、劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。

1 1 消防施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 消防車庫

消防車庫については、下記のとおりです。今後建築経過年数を考慮して計画的に維持管理する方針です。

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
秋名消防自動車車庫	昭和 54 年度	直営	荒波	44 m ²
嘉渡消防車庫	昭和 49 年度	直営	荒波	19 m ²
円消防車庫	昭和 49 年度	直営	荒波	34 m ²
安木屋場防災資機材備蓄倉庫	平成 4 年度	直営	荒波	28 m ²
川内消防車庫	昭和 49 年度	直営	内場	13 m ²
中勝消防車庫	昭和 63 年度	直営	内場	28 m ²
浦消防車庫	昭和 57 年度	直営	内場	41 m ²
屋入消防車庫	昭和 49 年度	直営	内場	11 m ²
久場消防車庫	昭和 58 年度	直営	内場	28 m ²
大勝消防車庫	平成 3 年度	直営	内場	45 m ²
戸口消防自動車車庫	昭和 55 年度	直営	内場	35 m ²
瀬留消防車庫	昭和 58 年度	直営	内場	28 m ²
龍郷消防車庫	昭和 56 年度	直営	内場	37 m ²
赤尾木消防車庫	平成 6 年度	直営	赤徳	47 m ²
手広消防車庫	昭和 59 年度	直営	赤徳	28 m ²
芦徳防災資機材備蓄倉庫	平成 7 年度	直営	赤徳	28 m ²
合計				493 m ²

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

建築年度からの経過年数を考慮し、建替えや維持管理の方針を立てることとします。

【安全確保の実施方針】

老朽化等により要修繕箇所が判明した場合は、直ちに修繕対応を行い、消防施設として必要な機能を損なわないよう取り組みます。

1 2 公営住宅

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 町営住宅

本町は65の町営住宅を保有しています。昭和期に整備された住宅が多く、現在厳しい財政状況や既存ストックの有効活用の観点から、今後計画的に住宅改修を実施することにより、安全で安心な市営住宅の供給を推進していきます。

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
秋名団地	昭和 55 年度	直営	荒波	239 m ²
秋名特定公共賃貸住宅	平成 9 年度	直営	荒波	604 m ²
幾里団地 No22	昭和 44 年度	直営	荒波	63 m ²
幾里団地 No63	昭和 61 年度	直営	荒波	561 m ²
一般住宅幾里団地	昭和 52 年度	直営	荒波	50 m ²
嘉渡団地 No38	昭和 53 年度	直営	荒波	245 m ²
嘉渡団地 No70	平成 21 年度	直営	荒波	364 m ²
円団地 No66	昭和 62 年度	直営	荒波	279 m ²
円団地	平成 30 年度	直営	荒波	66 m ²
安木屋場団地 No68	平成 6 年度	直営	荒波	316 m ²
安木屋場特定公共賃貸住宅	平成 13 年度	直営	荒波	354 m ²
龍郷団地 No25	昭和 46 年度	直営	内場	66 m ²
龍郷団地 No39	昭和 53 年度	直営	内場	103 m ²
龍郷団地 No64	昭和 61 年度	直営	内場	116 m ²
龍郷団地 No69	平成 6 年度	直営	内場	223 m ²
龍郷団地 No71	平成 22 年度	直営	内場	306 m ²
龍郷特定公共賃貸住宅	平成 12 年度	直営	内場	586 m ²
久場特定公共賃貸住宅	平成 14 年度	直営	内場	325 m ²
瀬留団地 No56	昭和 58 年度	直営	内場	542 m ²
瀬留団地 No72	平成 23 年度	直営	内場	490 m ²
屋入特定公共賃貸住宅	平成 18 年度	直営	内場	389 m ²
赤尾木特定公共賃貸住宅	平成 8 年度	直営	赤徳	570 m ²
川内特定公共賃貸住宅	平成 7 年度	直営	内場	424 m ²
円特定公共賃貸住宅	平成 20 年度	直営	荒波	297 m ²
上戸口団地	平成 27 年度	直営	内場	424 m ²
中戸口特定公共賃貸住宅	平成 11 年度	直営	内場	775 m ²
赤尾木団地 No6	昭和 33 年度	直営	赤徳	59 m ²
赤尾木団地 No19	昭和 41 年度	直営	赤徳	37 m ²

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
赤尾木団地 No35	昭和 52 年度	直営	赤徳	98 m ²
赤尾木団地 No48	昭和 55 年度	直営	赤徳	249 m ²
赤尾木団地 No51	昭和 56 年度	直営	赤徳	257 m ²
赤尾木団地 No60	昭和 58 年度	直営	赤徳	561 m ²
芦徳団地 No36	昭和 52 年度	直営	赤徳	196 m ²
芦徳団地 No40	昭和 53 年度	直営	赤徳	103 m ²
芦徳団地 No74	平成 25 年度	直営	赤徳	178 m ²
浦団地 No21	昭和 43 年度	直営	内場	72 m ²
浦団地 No23	昭和 45 年度	直営	内場	265 m ²
浦団地 No28	昭和 47 年度	直営	内場	132 m ²
浦団地 No33	昭和 51 年度	直営	内場	93 m ²
浦団地 No37	昭和 52 年度	直営	内場	196 m ²
浦団地 No49-1	昭和 55 年度	直営	内場	187 m ²
浦団地 No49-2	昭和 55 年度	直営	内場	187 m ²
浦団地 No53	昭和 57 年度	直営	内場	193 m ²
一般住宅浦団地	昭和 53 年度	直営	内場	50 m ²
大勝団地 No3	昭和 32 年度	直営	内場	61 m ²
大勝団地 No7	昭和 34 年度	直営	内場	60 m ²
大勝団地 No45	昭和 54 年度	直営	内場	110 m ²
大勝団地 No50	昭和 55 年度	直営	内場	187 m ²
下戸口団地 No13	昭和 36 年度	直営	内場	59 m ²
下戸口団地 No47	昭和 54 年度	直営	内場	110 m ²
下戸口団地 No54	昭和 56 年度	直営	内場	193 m ²
大作団地 No27	昭和 47 年度	直営	内場	200 m ²
大作団地 No41	昭和 53 年度	直営	内場	103 m ²
手広団地 No52	昭和 56 年度	直営	赤徳	257 m ²
手広団地 No57	昭和 58 年度	直営	赤徳	439 m ²
手広団地 No73	平成 24 年度	直営	赤徳	383 m ²
中勝団地 No46	昭和 54 年度	直営	内場	110 m ²
中勝団地 No61	昭和 58 年度	直営	内場	561 m ²
中勝団地 No62	昭和 59 年度	直営	内場	421 m ²
中勝団地 No65	昭和 62 年度	直営	内場	421 m ²
上戸口団地 No31	昭和 49 年度	直営	内場	83 m ²
上戸口団地 No59	昭和 57 年度	直営	内場	188 m ²

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
中戸口団地 No55	昭和 56 年度	直営	内場	257 m ²
中戸口団地 No58	昭和 57 年度	直営	内場	251 m ²
中戸口団地 No67	平成 5 年度	直営	内場	422 m ²
合計				16,766 m ²

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

老朽化する住宅の延命を図るため、計画的に点検や修繕を実施します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果を踏まえた計画的な修繕により、既存ストックの適正な維持管理に努めます。

【安全確保の実施方針】

点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。

【耐震化の実施方針】

町営住宅に関しては、耐震診断や耐震補強が未実施の施設もあるため、今後、長期的な活用を図るべき住宅において耐震補強の必要性の有無について検証し、予防安全的な改修を行うことで、入居者の安全で安心な生活維持を図ります。

【長寿命化の実施方針】

老朽化が進む前に予防保全を実施し、現存ストックの延命措置を進めます。

【統合や廃止の推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し解体を行います。

1 3 その他

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 公衆便所

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
秋名漁港嘉渡地区トイレ	平成 8 年度	直営	荒波	27 m ²
秋名漁港秋名地区トイレ	平成 10 年度	直営	荒波	25 m ²
龍郷漁協公衆トイレ	平成 14 年度	委託	内場	15 m ²
龍郷漁港瀬留地区トイレ	平成 22 年度	直営	内場	28 m ²
芦徳港公衆トイレ	平成 20 年度	直営	赤徳	22 m ²
合計				95 m ²

② バス待合所

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
役場前バス待合所	昭和 63 年度	直営	内場	11 m ²
龍南中前バス待合所	平成 27 年度	直営	内場	8 m ²
円バス待合所	平成 22 年度	直営	荒波	37 m ²
加世間バス待合所	平成 24 年度	直営	赤徳	5 m ²
中勝バス待合所	平成 18 年度	直営	内場	6 m ²
りゅうがく館前バス待合所	平成元年度	直営	内場	4 m ²
屋入バス停留所	平成 30 年度	直営	内場	5 m ²
ビックⅡ前バス停	平成 26 年度	直営	内場	4 m ²
根原待合所	平成 26 年度	直営	内場	5 m ²
合計				86 m ²

③ その他

施設名	建築年度	運営方法	地区	延床面積
旧大勝駐在	昭和 38 年度	直営	内場	68 m ²
とおしめ公園	平成 30 年度	直営	内場	12 m ²
環境教育施設	平成 8 年度	直営	内場	25 m ²
中勝保育所	平成 2 年度	直営	内場	116 m ²
合計				220 m ²

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

比較的新しい施設が多いですが、中長期的な更新需要に備えて計画的に点検や修繕を実施します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果を踏まえた計画的な修繕により、現存ストックの適正な維持管理に努めます。

【長寿命化の実施方針】

老朽化が進む前に予防保全を実施し、現存ストックの延命措置を進めます。

1 4 インフラ施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 道路

道路は、日常生活や経済活動を行うためのインフラ施設であり、町民生活の基盤となるものです。

道路の中には、道幅の狭い箇所もあり、渋滞の発生原因となることがあります。また、消防車両等の緊急車両の通行が困難で、町民の安全確保の支障となる可能性があります。道路の老朽化は交通事故の原因ともなり、町民の安全を損なう可能性があります。

町民の安全で安心な生活を支えるためには、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や道路の劣化状況や異常箇所を速やかに把握できるよう、定期的な道路パトロールの実施など、道路の現況を把握できる態勢を整えることが必要です。

また、今後長期にわたり、町民に安定的に安全なサービスを提供できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

② 橋りょう

本町が保有している橋りょうの多くは、今後20年間で架設から50年以上を経過することとなり、これら老朽化の進んだ橋りょうの補修、補強、更新等に係る財源の確保が課題となります。厳しい財政状況の中、老朽化の進む橋りょうを長期にわたり有効に活用するためには、効率的かつ適正な維持管理を計画的に実施し、維持管理費用の軽減・平準化を図る必要があります。

③ 水道施設

水道は、町民の生活に欠かすことのできない施設であり、サービスの停止は町民の生活に直接影響を及ぼします。本町の水道施設は、老朽化が進んでおり、法定耐用年数を考慮すると、施設の更新が大量発生することが考えられます。このため、今後も町民に継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による水道施設の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

また、地震などの大規模な災害が発生した際にも、水道事業の継続が可能となるように、水道施設の耐震化を進める必要があります。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 道路

幹線道路との接続性や安全性の向上を図るため、道路改良や路面改修を推進します。また、道路パトロールを強化し、道路状況の的確な把握に努め、事故防止への迅速な対応を図ります。併せて、道路の利用状況や劣化状況を踏まえ、安全に通行できる状態を維持するため、計画的な維持管理を行います。

② 橋りょう

橋りょうの損傷や劣化の状況を把握し、適切な時期に的確な方法で処置を行うため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、従来の「対症療法型」の維持管理手法から脱却し、中長期的な目標設定型の計画的な「維持管理体制手法」への移行を図り、維持管理を戦略的に推進します。

③ 水道施設

水道施設については、施設の耐震性能の向上を図るとともに、安全な水質で安定的なサービスを提供できるよう、計画的な補修、補強、更新を行い、施設機能を健全に維持します。

また、施設機能の健全性の維持と水道経営の健全性とを両立するため、対策を講じる施設の優先順位を明確にし、優先順位に沿った計画的な維持管理を行います。

第8章 今後の公共施設等再編整備に関する展望

公共施設等は、町民への行政サービスの提供等を通じ、町民の日常生活に深く関わっており、生活に欠かすことのできない存在となっています。本町が保有する公共施設等は、今後20年から30年の間に多くが老朽化による更新の時期を迎えます。

生産年齢人口の減少により、今後さらに厳しい財政状況を迎えることが予想される中で、すべての公共施設等について維持、更新等をしていくことは、本町の財政に大きな負担となり、真に必要な行政サービスの提供に影響を及ぼす可能性があります。今後も必要なサービスを継続的に提供するためには、人口減少や高齢化の進展といった環境の変化に適応した、施設を活用して提供するサービスの質と量を見据えた対応が必要となります。

しかし、現在保有している公共施設等を単に減らせば良いというのではなく、公共施設等の果たしてきた機能・役割のうち今後も維持していくべき機能・役割を見極め、必要なサービスの水準を保つことが大切となります。

このため、今後は、まず、公共施設等に係る経費の抑制と平準化を図ることで財政負担を軽減します。事後的な修繕から計画的な予防保全型の維持管理への転換を図り、施設の長寿命化を進めていきます。その上で、人口減少の状況や地域性を踏まえ、将来にわたり必要な施設類型ごとの保有量を検討し、公共施設等の最適化に取り組みます。

また、総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じて計画を改定します。

龍郷町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月発行

令和 4 年 3 月改定

発行 龍郷町

編集 土地対策課

〒894-0192 鹿児島県大島郡龍郷町浦 110 番地

TEL 0997-62-3111 (代表)

URL <http://www.town.tatsugo.lg.jp/>